

令和6年6月18日

各所属人権行政推進本部幹事 様

大阪市人権行政推進本部事務局

所属長マネジメントによる確認について

令和6年6月18日開催の大阪市人権行政推進本部会議における本部長（大阪市長）指示について、次のとおり確認のうえ報告してください。

記

1 確認内容

所属における差別事象であり、人権啓発・相談センターに報告を行っていないものの有無

2 報告方法

別紙様式にて、人権行政推進本部員名（所属長名）により報告してください。

従前より、各所属において差別事象の発生を把握した際には、差別事象対応マニュアル（※）に基づき、市民局（人権啓発・相談センター）へ差別事象報告を行うこととしています。

万が一、確認の結果、差別事象の発生を把握しているが、報告に至っていない件があった場合には、すみやかに報告してください。

[※参考：差別事象対応マニュアル（庁内ポータル）](#)

3 報告先

人権啓発・相談センター

ca0016@city.osaka.lg.jp

4 報告期限

令和6年6月28日（金）

（大阪市人権行政推進本部事務局）

市民局人権企画課 電話 06-6208-7611

人権啓発・相談センター 電話 06-6532-7631